

富山大学薬学部臨床薬学教育推進センター要項

令和2年8月19日 制定

(設置)

第1条 富山大学薬学部に、富山大学薬学部臨床薬学教育推進センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、臨床薬学教育の実施体制を整備し、その充実を図るための実践を行い、優れた薬剤師の育成に寄与することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) グローカル・リレーション部門
- (2) 臨床教育部門

(グローバル・リレーション部門)

第4条 グローカル・リレーション部門は、臨床薬学教育に係る次の業務を行う。

- (1) 関係団体や関係機関等との渉外に関する事。
- (2) 海外大学との学術交流等に関する事。
- (3) 外国人留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣の支援に関する事。
- (4) リカレント教育の実施に関する事。
- (5) その他臨床薬学教育の円滑な推進に関する事。

(臨床教育部門)

第5条 臨床教育部門は、次の業務を行う。

- (1) 薬学教育における臨床実務実習事前学習の実施に関する事。
- (2) 薬学教育における臨床実務実習の実施に関する事。
- (3) 薬学共用試験における、技能・態度についての評価を行う客観的臨床能力試験 (Objective Structured Clinical Examination : OSCE) の実施に関する事。
- (4) その他学生に対する臨床薬学教育全般に関する事。

(センター長)

第6条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、薬学部副学部長をもって充て、センターの業務を統括する。
- 3 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(部門長)

第7条 必要に応じて部門に、部門長を置くことができる。

- 2 部門長は、部門の業務を掌理する。

(連絡会)

第8条 センターに関する業務の円滑な遂行のため、センターに連絡会を置くことができる。

(その他)

第9条 この要項に規定するもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、薬学部教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。